

日本発達支援学会 『発達支援学研究』 編集規程

2020年1月10日 制定

(目的)

第1条 この規程は、『発達支援学研究』編集委員会規程」第4条に基づき、『発達支援学研究』(以下、「本誌」という)編集業務に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(内容)

第2条 『発達支援学研究』(以下、「本誌」という)は、本会の機関誌であり、発達支援研究の向上と活性化に資する発達支援学及びその周辺領域の質の高い多様な研究を掲載する。

(刊行)

第3条 本誌は、1会計年度に2巻を刊行する。刊行はウェブ上で行う。

(論文の区分)

第4条 本誌に載せる論文の種別は「原著論文」「実践報告論文」とする。

2 論文は、会員の投稿による論文(以下、「投稿論文」という)と編集委員会からの依頼によって寄稿された論文(以下、「依頼論文」という)からなる。

3 すべての論文は審査の対象となる。

4 「依頼論文」に関しては、論文掲載時にその旨明記する。

(倫理)

第5条 論文は、研究者倫理に抵触してはならない。審査過程で、その点への疑義が提出された場合は、倫理問題検討のための手続きをとる。

2 投稿者には、研究に関わる利益相反の申告を求める。

(投稿条件)

第6条 投稿論文は、少なくともその第一著者が会員であることを要する。投稿に関わる詳細は、『発達支援学研究』編集委員会投稿規程」に定める。

(編集委員会及び編集)

第7条 本誌の審査及び編集は、理事長が委嘱した編集委員長、編集副委員長、編集委員から構成される『発達支援学研究』編集委員会(以下、「委員会」という)で行う。

(審査基準)

第8条 審査は原則として「採択」「修正採択」「修正再審査」「不採択」とする。

2 審査はウェブ上で行う。

(審査結果への異議申し立て)

第9条 投稿論文の著者は、審査結果に異議があるとき、審査結果通知後3ヶ月以内に委員会へ書面により反論を申し述べる事が出来る。それに対し委員会は、書面により回答する。

(未公刊)

第10条 審査の対象となる論文は未公刊のものに限る。

(二重投稿)

第11条 同じ内容の原稿を複数の雑誌に投稿してはならない。また、すでに雑誌や書籍等に掲載された論文と同じ内容の原稿を投稿してはならない。

2 二重投稿が確定した時には、本誌に掲載された論文の場合には論文削除の手続きがとられ、審査中の論文の場合には審査を即時に中止する。

(原著論文)

第12条 原著論文は、発達支援に関係のある課題・テーマについて、データに基づく実証研究、理論的考察、事例に基づく分析等、出来る限り多様なものを含むものとする。

(実践報告論文)

第13条 実践報告論文は、発達支援に関係のある多様な内容について、発達支援に資する報告を行うものとする。

(著作権、無断転載の禁止)

第14条 本誌に掲載された論文の著作権は本会に帰属する。本誌に掲載された論文を無断で転載することを禁ずる。

(事務処理)

第15条 本誌の編集事務は、編集委員会で行う。

(改定)

第16条 この規程の改定は、理事会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、2020年4月1日から実施する。